

吉田町
PR部長

よし吉^{きち}

デザインマニュアル



静岡県榛原郡吉田町

「よし吉（きち）」（以下「よし吉」という。）は、吉田町の魅力を全国各地へ発信していくキャラクターとして、191点の応募作品の中から「吉田町PRキャラクターデザイン選考委員会」において選考され、平成27年3月に「吉田町PR部長」に任命されました。

このマニュアルは、よし吉による吉田町の魅力発信の充実を図るため、企業や団体等の皆様に幅広く活用していただけるよう、よし吉の使用に関するルールを定めたものです。

<よし吉プロフィール>

よし吉は、吉田町の養鰻業や農業、工業などの発展を支え、町に多くの恩恵を与えてくれている大井川の湧き水から誕生した水の妖精です。

性別：不明

年齢：5歳くらい（推定）

好きな食べ物：吉田町にある食べもの全部

職業：吉田町PR部長

特徴：「しらす」がのった「小山城帽子」、町花の「菊」の耳飾り、「レタス」のマフラー、「うなぎ」のしっぽが付いたズボンを身に付けています。

<よし吉デザインの使用における注意事項>

- 1 よし吉のデザイン及びロゴ（以下「デザイン等」という。）に関する著作権は、吉田町に帰属します。使用前に必ず吉田町の承認を受けてください。
使用承認申請の際には、よし吉のデザイン等を使用した物品の見本を提出していただきます。
- 2 よし吉のデザインを表示する際は、原則としてロゴと「©吉田町（承認番号）」を併せて表示してください。
- 3 デザイン等は、本マニュアルに記載されているもののほか、使用者が別にデザインしたものを使用することができます。
- 4 よし吉のイメージが伝わらないような使用はできません。
- 5 よし吉が特定の企業や商店、商品等を応援する使用はできません。
- 6 よし吉が味覚などの個人的な感覚を表現する使用はできません。
- 7 商品名に「よし吉」を直接使用することはできません。
- 8 商号に「よし吉」を使用することはできません。

9 よし吉は「5歳くらい」ですので、吹き出し等を使う場合は、難しい表現を使用しないでください。

10 詳しくは吉田町PR部長よし吉デザイン等使用要領をご確認ください。

<デザイン使用禁止例>

色の変更はできません

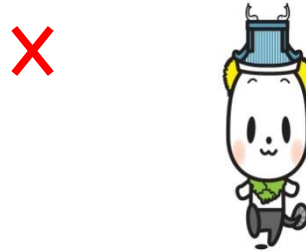
※モノトーンは可

デザインの変形はできません



イメージが伝わらないような使用

(小山城、しらす、菊が隠れている。)



イメージが伝わらないような使用

(レタスのマフラーとうなぎのしっぽが隠れている)



特定の企業や商店、商品等を応援する使用



個人的な感想を表現する使用



<デザイン使用可能例>



©吉田町 27-001

<名称使用例>

×「よし吉サイダー」→ ○「よし吉のサイダー」

×「よし吉キーホルダー」→ ○「キーホルダー（よし吉バージョン）」

×「よし吉Tシャツ」→ ○「Tシャツ（よし吉プリント）」

<よし吉ポーズ集>









<ロゴ>



よし吉^{きち}

■デザイン等の使用について、不明な点がありましたら、吉田町企画課シティプロモーション部門（0548-33-2135）までお問い合わせください。